

第二章 吉野川とその周辺

一 吉野川の変遷（川田川→名田橋）

(一) あらまし

四国三郎吉野川は四国第一を誇る一級河川であり、板東太郎（利根川）や筑紫次郎（筑後川）とともに全国的に有名な河川である。遠く高知県土佐郡の瓶カ森に源を発し、紀伊水道まで幹線流路は実に一九〇キロメートルに達する。この間に吉野川から恩恵をうける沿岸流域は四国十七郡市に及び、運輸、かんがい、飲料、工事用など広範囲に利用されている。そのかわり、洪水の時には流域に与える災害も格別で、住民の悩みの種でもある。そのため吉野川が今日の文明をもたらすまでには数多くの悲劇が展開されてきたのである。そしてこれらの悲劇を生んだ天災を中心に過去の農業政策および地形、地質などが吉野川を現在の姿に変えてきたものと考えられる。

(二) 流路の変遷

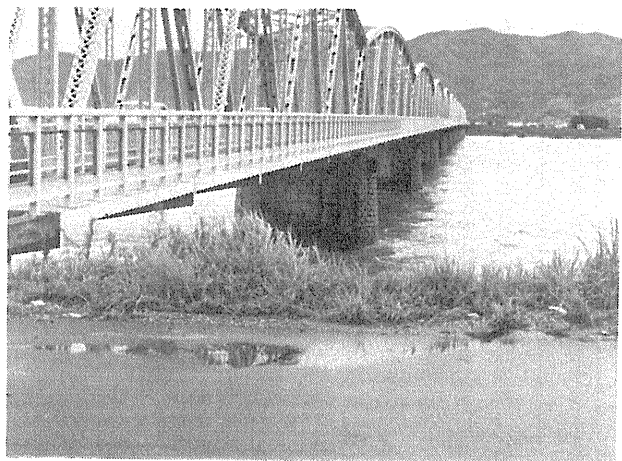
吉野川とその周辺

表1 吉野川の月平均流量 (m³/sec)

観測所	観測期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
中央橋	30~38	50.8	68.2	91.1	165.5	158.9	200.0	166.4	248.6	313.6	164.7	74.1	40.0	132.1

表2 吉野川の流況 (m³/sec)

観測所	観測期間	流域面積	最大	豊水	平水	低水	渇水	最小	平均	年間総量
中央橋	30~38	3,044.0	12,195.2	141.0	77.1	35.4	23.9	10.8	132.1	4,461



吉野川の増水左岸から（昭和51年台風）

1 吉野川の洪水

川のもたらす災害は洪水以外の何ものでもない。吉野川の洪水は大別すると、前線によるものと台風によるものになる。

(ア) 前線によるもの

六月の梅雨前線によるものが最も多く、秋雨前線、その他の場合がこれに次ぐ。いずれにしても発生数が多い割に洪水の規模は台風の場合に比べると非常に小さい。

(イ) 台風によるもの

台風が発生数と本土への上陸又は接数は八月が最も多く九月、七月、六月、十月の順であるが徳島県の場合は九月台風が最もおそろしく集中豪雨をもたらすことが多く、前線の場合に比べて数倍、数十倍の洪水をひきおこす。

このように洪水発生時期は六月から十月までに集中している。この洪水は猛烈なエネルギーを発揮し、川岸の弱い部分を削り取り、運び去り、流れのゆるやかな地点で堆積

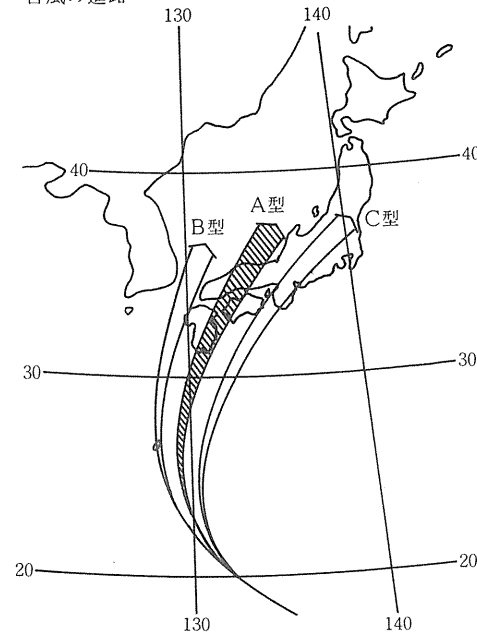
吉野川とその周辺

承徳 二	一〇九八	大洪水現在の岩津狭き部に流路を交える。(西林村古記録より)
天正 七・八	一五七九	大水去らぬこと三日。
延宝 二・八・一七	一六七四	中四国、九州に五〇年来の大風と高潮。(徳島県史から)
貞享 四・九・九	一六八七	大風水害、田畑の流失甚大。(蜂須賀家記)
元禄 一四・七・一〇	一七〇一	三昼夜にわたり大洪水、舞中島全戸流失(名東郡史・高原村史)
享保 六・八・一〇	一七二一	五日間風雨大洪水、流失家屋九九戸農作物減九二千石死者九人牛馬一〇四頭。(年表秘録)
享保 一四・九	一七二九	暴風雨大水害、農作物被害二三万石。(阿波志)
元文 三・六・一一	一七三八	洪水河堤を決壊(池田町史)農作物被害七万三千石。(年表秘録)
安永 一・八・二〇	一七七二	洪水農作物被害一七千石、死者八八人、流失家屋七〇戸、藩士の俸禄は三年に限りて半分を収む。(蜂須賀家記)
天明 五・三・二七	一七八五	風雨、洪水、農作物被害一〇万石。日開谷川左岸破堤。
寛政 四・七・一九	一七九二	板野郡地方大水害。堤防数カ所破堤。各地で秋祭できず(板野郡史)
寛政 七・七・八	一七九五	風雨、出水、農作物被害一三万一千石。(年表秘録)
文化 一三・八・二	一八一六	風雨洪水、農作物被害一六万三千石、死者九人、高潮襲来。
天保 一四・七・五	一八四三	二日間大豪雨、七日に大洪水、五〇年来の大水といわれ流失家屋多し(板野郡史)これを七夕水という。西須賀村は破堤により数日間湛水。(川内村史)
弘化 四・七・一四	一八四七	吉野川としては、著名の大洪水となる。(蜂須賀家記)
嘉永 二・七・八	一八四九	四日間大風雨、阿波全土に被災、旧吉野川および川田で破堤、死者二五六人、流失家屋五六戸
安政 四・七・一	一八五七	收穫は平年の六分。(板野郡史)
万延 一・五・一一	一八六〇	未曾有の大暴風雨、被災の様様江戸將軍の耳に達す。(徳島県史) 七日間の大雨により洪水、阿波全土が大暴風水破堤各所に有り。(板野郡史)

吉野川における災害年表

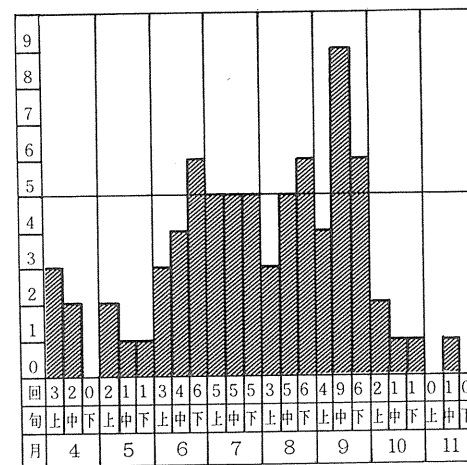
仁和二	西暦	事	項
八八六	大洪水。(西林村古記録より)		

図1 台風の進路



建設省河川局監修「吉野川」その治水と利用

図2 吉野川旬別洪水発生頻度分布図



建設省河川局監修「吉野川」その治水と利用

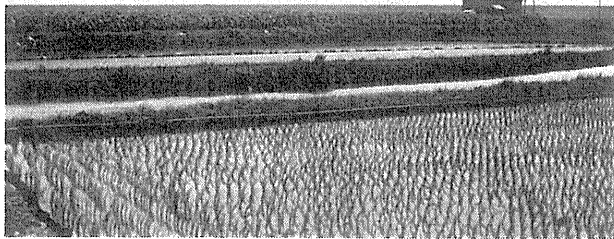
吉野川とその周辺

発生年月日	西暦	事	項
慶応 二・八・一	一八六六	七日間降りつづき未曾有の大氾らんとなる。田畑は荒地と化し人畜、農作物、堤防等に大被害を受ける。(板野郡史)	
明治 三・九・九	一八七〇	吉野川大洪水。	
明治 一八・六	一八八五	吉野川大洪水。	
明治 二二	一八八九	暴風雨。	
明治 二五・九	一八九二	徳島県下に大雨。諸川洪水。	
明治 三一・八	一八九八	吉野川大洪水。	
明治 三二・七・九	一八九九	吉野川大洪水。	
明治 四四・八・一六	一九一一	吉野川大洪水。	
大正 一・九・二三	一九二二	吉野川大洪水。	
昭和 三	一九二八	吉野川大洪水。	
昭和 九・九・二一	一九三四	室戸台風、洪水流量は一〇、〇〇〇m ³ /sと推定される。	
昭和 二〇・九・一七	一九四五	枕崎台風、岩津において一四、三〇〇m ³ /sの洪水流量を記録し、流量改定および第二期改修の契機となる。池田町ほか四町で死者二人。	
昭和 二八・九・二六	一九五三	一三号台風、洪水流量は一〇、〇〇〇m ³ /sを突破し、各方面に大きな被害を出す。	
昭和 二九・九・一四	一九五四	一二号台風、枕崎台風による洪水を上回り、岩津における洪水流量は一四、九〇〇m ³ /sを記録、治水計画の再検討の要因となる。	
昭和 三六・九・一六	一九六一	第二室戸台風、徳島県の浸水被害は高潮も加わり史上最大(岩津流量一一、三四四m ³ /s)。	
昭和 三八・六・一四	一九六三	集中豪雨、中洪水(岩津流量八、一六五m ³ /s)。	
昭和 三八・八・一〇	一九六三	九号台風、中洪水(岩津流量九、七〇二m ³ /s)。	

昭和 三九・九・二五	一九六四	二〇号台風、中洪水(岩津流量八、三四〇m ³ /s)。
昭和 四〇・九・一四	一九六五	二四号台風、洪水期間長く、河道被害大(岩津流量六、三四四m ³ /s)。
昭和 四二・七・九	一九六七	七号台風。
昭和 四三・八・二九	一九六八	一〇号台風
昭和 四五・八・二一	一九七〇	一〇号台風。
昭和 四九・九・九	一九七四	一八号台風。
昭和 五〇・八・二三	一九七五	六号台風。
昭和 五一・九・二三	一九七六	一七号台風。

吉野川の治水史年表

年号	西暦	事	項
承徳 二	一〇九八	大洪水により北を流れていた流路が岩津を切離す。また、善入寺島が南岸を切離され、島となる。	
文明年中	一四六九、 一四八六	細川勝元、山川町山崎から川島町学にかけて堤防を築造。	
寛文 二	一六七二	藩主蜂須賀綱通、第十から徳島城へ幅六間の水路を開削(別宮川のはじまり)。	
寛延 三	一七五〇	関係農民、藩主に対し第十堰新設を嘆願。	
宝暦 二	一七五二	第十地点に長さ二二〇間(三九六メートル)の堰を完成。	
宝暦 四	一七五四	第十堰に舟通しを設置、通船料を徴集し堰の修理費に充当。	
宝暦 六	一七五六	鴨島町牛島に堤防が築造される。	
明和 四	一七六七	第十堰の修理費を藩が拠出することになる。	
天明 三	一七八三	藩の勸農方、伊沢亀三郎が吉野川堤防の築造に着手。	



蛇池あとの水田（中央は板名用水）

ほど昔になって一応落ちついたような状態となり、脇町以西はその後、ほとんど変化はない。しかし阿波町岩津以東の下流部はいわゆる本川が洪水時に運ぶ土砂の堆積のため昭和三年、現河道が完成するまではその流路はたえず変化を続けてきたのである。

本町の蛇池、五条のカネナオの南のまる池（上板分）上板町の瀬部池・鳥羽池・六条池・板野町の当部池や藍住町の正法寺川、前川の甚兵衛池・川北などはこの頃の吉野川氾濫時における低地にできた河跡湖である。

また古い記録によれば一〇九八年（平安末期）の大洪水までの吉野川は阿波町岩津では現河道より北方を、また善入寺島は川島町に陸続きで本流は同島の北側を流れ現河道と江川・飯尾川にまで分派し名西平野は吉野川の荒れ狂う河道であつたらしい。

周辺の地名に〇〇島、〇〇須賀、〇〇須、〇〇塚、〇〇原等が多いのは本流の変遷により格好の地形を有していた名残りである。

2 吉野川の原形ができるまで

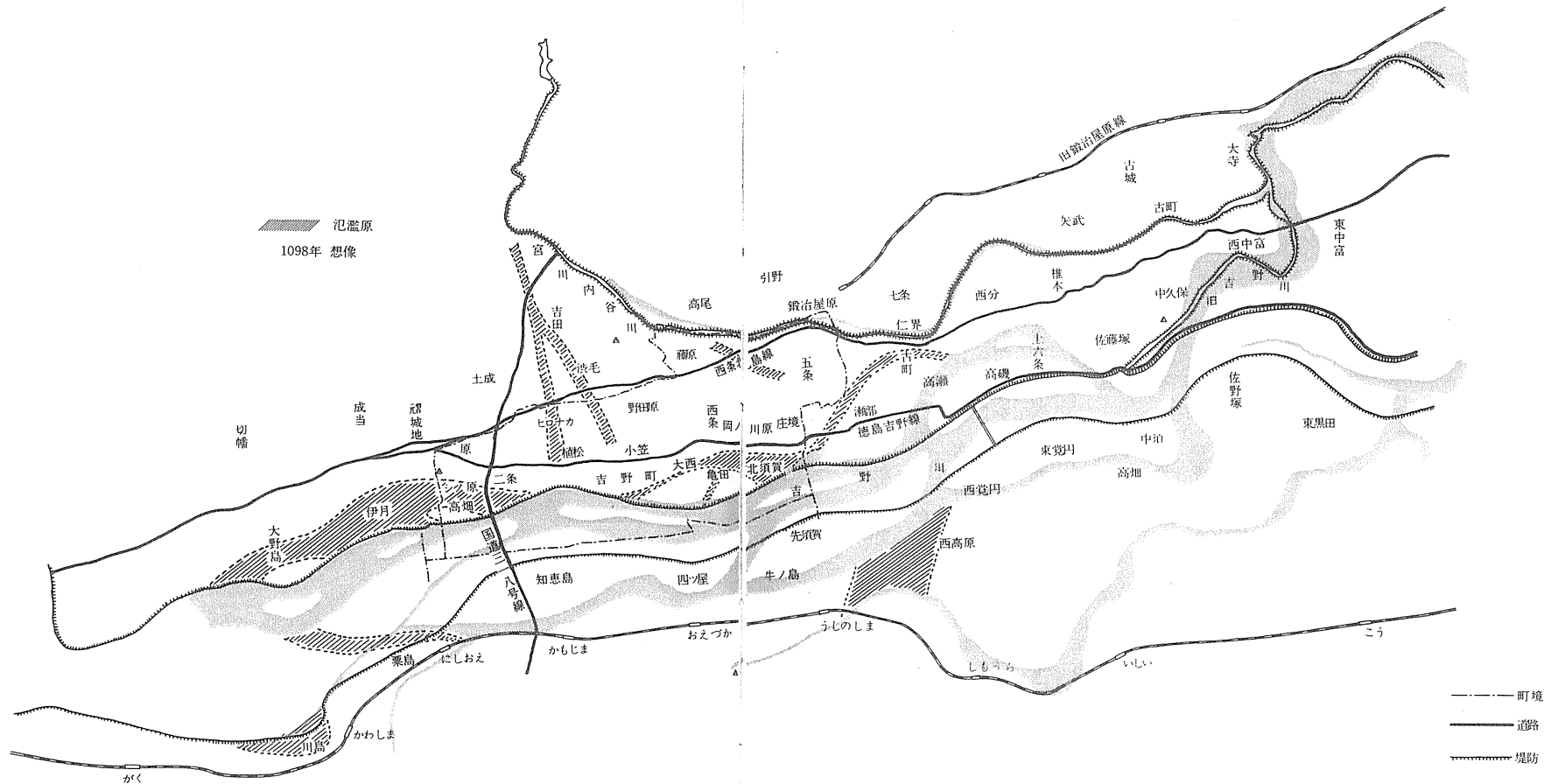
吉野川の歴史はおよそ二〇〇万年昔にさかのぼるが誕生当時は、四国山脈から讃岐山脈の間を埋めつくす幅をもっていたことは前にも述べたように地質調査の結果明らかである。

その後、年を経るに従い土地の隆起がおこり、古い吉野川自身、川幅をせばめるようになってきた。その上、北岸を作る讃岐山脈は風化作用に弱い砂岩が主体をしめるため大量の土砂を洪水の度ごとにはき出し、扇状地を発達させた。このため本流はこれから南におされ、次第に流路を南にうつす結果になってきた。このようにして約一万年

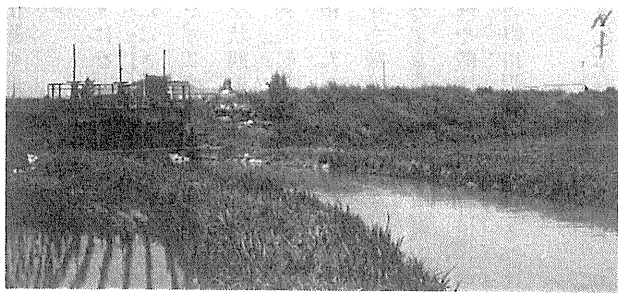
年号	西暦	事項
寛政 四	一七九二	伊沢亀三郎、鮎喰川堤防を完成。
文化年中	一八〇四、 一八一七	吉野川筋の堤防工事活発になる。
文化 六	一八〇九	藍住町石田に堤防築かれる。
天保 一	一八四〇	吉野川絵図ができる。
嘉永 三	一八五〇	別宮川河口の防砂突堤、砂州開削などの工事に着手（その後中止）組頭庄屋後藤庄助「吉野川筋用水存寄申上書」を著わし藩に提出。
明治 五	一八七二	南北両岸の堤防築設大計画たてられる。
明治 八	一八七五	川島町城山から石井町中須への連続堤完成。
明治 一六	一八八三	第十堰上堰の増設工事を施工、内務省、吉野川の測量に着手。
明治 一七	一八八四	内務省の雇工師ヨハネス・デレーケ、七月四日から二二日間にわたり吉野川を視察、同年九月二日に「吉野川検査復命書」を提出。
明治 一八	一八八五	二月から国直轄による低水路工事に着手。
明治 二〇	一八八七	吉野川改修一〇カ年計画を策定。
昭和 二九	一九五四	九月の一二号台風によって計画高水流量に近い出水をみる。（注高水量とは一番高い水位）
昭和 三五	一九六〇	旧吉野川支川宮川内谷川の宮川内ダム着工。
昭和 四〇	一九六五	新河川法制定さる。吉野川一級河川に指定される。早明浦ダム建設に着手。池田、岩津間無堤部の改修に着手。

吉野川とその周辺

図3 吉野川の流路(1)



当時の川を数枚の絵図と今の地形を考慮しながら復元すると上のようになる。



大牛樋門板名用水が大牛堤をくぐりぬける位置

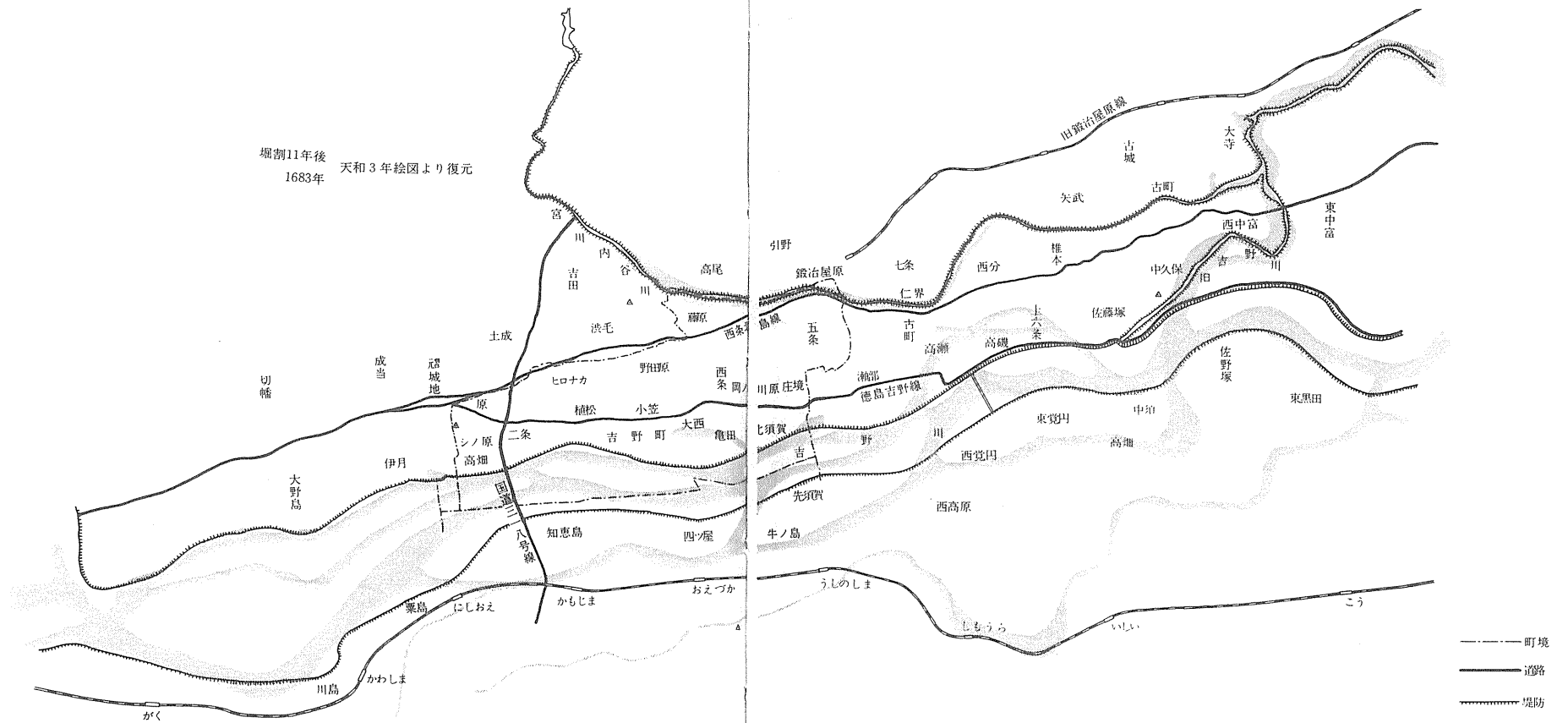
蛇池
西条村に在り、延袤四百歩許り其傍、竜祠を置く。又ヘキコを産す。他産に較ぶ。
阿波志
(文化十二年十二月二十五日)

蛇池
ここはむかしの吉野川の湖と思われ、板名用水ができるまでは、大きな深い池であったようだ。南側に西条西城の跡があり、戦国時代には敵を防ぐ堀の役目をしていた。昔は川魚の宝庫で此の池の漁獲で生計を立てていた人も大勢いたし、向いの知恵島、三軒屋の魚獲り等四、五人が来て夕方には数貫の雑魚を持ち帰り鴨島へ売りに行った。

3 藩政時代の吉野川
(聞き書)

吉野川とその周辺

図4 吉野川の流路(2)



堀削11年後
天和3年絵図より復元
1683年

と上板町姥カ島の間の低地に幅一トル(六間)の堀削をし水路を造り本流の水を通した。これが後の別宮川のはじまりであるが洪水はこの堀削を直流し、やがて幅一〇〇トルの別宮川本流となる。そのため旧河道は水に不足して流域の住民は灌漑水に困り、(また南岸の被害防止と別宮川への流量の軽減から)八十年後の宝暦二年(一七五二)農家から藩主への嘆願が通り長さ二二〇間の第十の堰が完成した。

この頃までの吉野川は全線無堤防であり、洪水

この頃、吉野川は洪水時には川島町城山の北方から今の江川を本流としていたが、この洪水は上流から肥えた土を下流に運び、これが藩財源を豊かにする藍作に最も適した土となることから、藍作にたよる藩の方針として堤防を築かせなかったのである。そのため、洪水で、狂った吉野川は下流へ多くの土砂を運び続け、洪水の度ごとに流路をかえていく結果になった。

寛文十二年(一六七二)阿波六代藩主綱通公が徳島築城の際、石井町第十

吉野川とその周辺

和平塚=大北須賀

大倉邦←家は二条へ移転(明43)

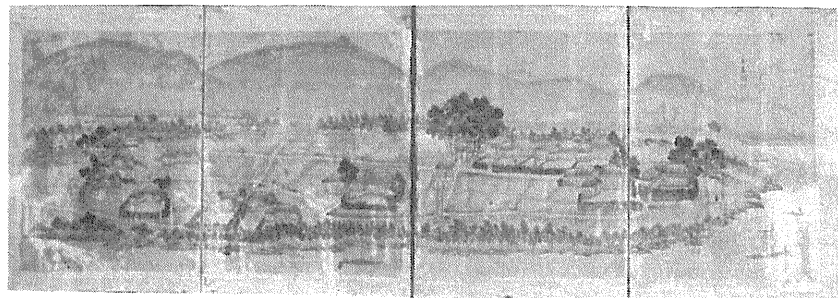
- 。大倉文兵エ
- 。大倉長三郎(現天理教)
- 。大倉文兵エ
- 。大倉龜太郎
- 。大倉春一
- 。大倉虎市
- 。大倉契
- 。三宅カゴロウ
- 。大倉熊兵エ
- 。洲河シユ

出島神社

- 。大倉万吉
- 。栗林サノ

。隠居

- 。大倉米三郎
- 。大倉五兵エ
- 。大倉善三郎
- 。吉田豊吉
- 。大倉信兵エ
- 。大倉忠兵エ
- 。大倉兵衛



吉野川堤防のできる前, 和平塚の民家景観(大倉家蔵)

このようにして藩政末期に掻き寄せ堤が
あちこちに出来たものの、洪水ごとの
災害は大きく、そのため吉野川の利水論
が次第にもちあがり、第十の堰も二回の
改修、増築が行われ、沿岸の被害を防ぐ
ことができるようになってきた。

前記のように吉野川の災害は藩政の方
針もあって国内でも他に類のないほどの
もので、明治十七年(一八八四)、国とし
てもこの対策にオランダ人、ヨハネスII
デレーケを招き、この水理を検査させた
ほどである。

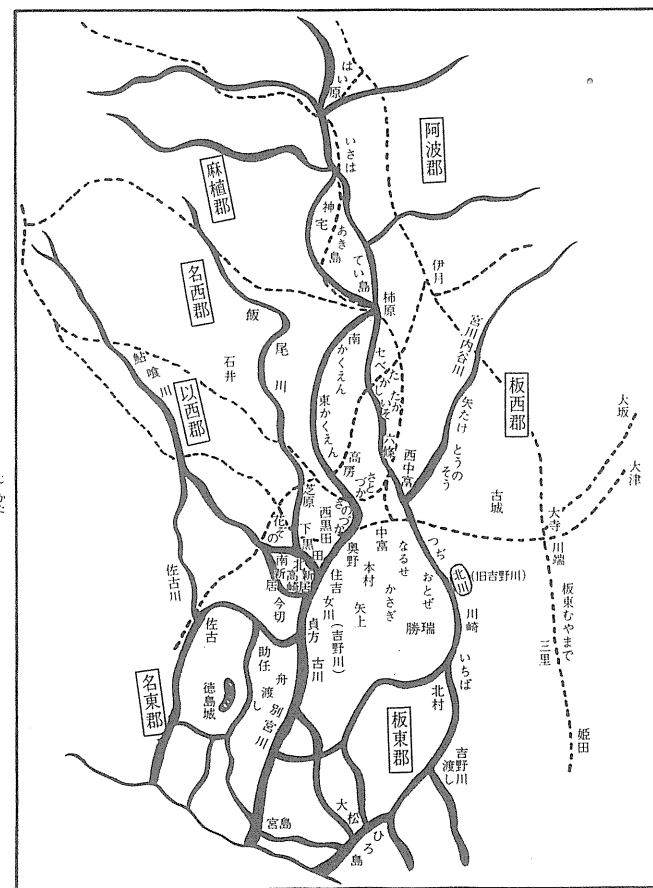
また、国は、明治三十四年(一九〇一)
吉野川実測平面図(二万分の一)を作成し
流路改善に努力した。明治四十一年から
昭和二年(一九〇八〜一九二七)の第一期直
轄改修二十年間の長期計画でそれまで放
置していた別宮川の堤防工事(県下最大の
土木工事)が行われ別宮川を吉野川の本流

4 明治・大正の吉野川

治六年(一八七三)に吉野
町西条から上板町佐藤塚
への連続堤や大牛堤・一
条旧堤が完成したのであ
る。なお、南岸では川島
町から石井町藍畑の中須
までができ江川から今の
河道がはっきりと分けら
れたのである。

また、藩政末期には庄
野太郎という水利論者が
出たが、彼の記録によれ
ば洪水に悩む農民が築堤
を嘆願するには死を覚悟
してからのことであつた
らしい。また簡単な掻き寄せ堤が許可されても藩が財を投入するのではなく地方の豪農が私財を投じて作るものであ

正保阿波国絵図(河川と道路)



(藍住町史)

吉野川とその周辺

防災工事も完璧に近い今日、自然保護の上からも、一日も早く、昔の清流を取り戻す

ような状態は今後ますますひどくなり、おそらく、今まで川面に銀鱗をきらめかしていた数々の魚類も次第にその影を消していくのではなからうか。

また、下流では地下水を工業用水として汲み取るのがはげしく、その反作用で海水が逆流するという結果を招いている。このような状態は今後ますますひどくなり、おそらく、今まで川面に銀鱗をきらめかしていた数々の魚類も次第にその影を消していくのではなからうか。

6 将来の吉野川



大牛堤が吉野川堤防と接するところ（江崎）
手前吉野川、大牛堤左一亀田、大牛堤右一北須賀



吉野川（板名用水取水用せき左岸から南へ）

である。

5 昭和になって

こうして、洪水のたびに住民を苦しめた吉野川は堤防の完成と共に昭和三年（一九二八）をもって第十樋門から下流の吉野川を旧吉野川と呼び、人工川として生まれた別宮川を改めて吉野川として、新しく出発したのである。

そして、第二次大戦後の昭和二十二年（一九四七）から第二期直轄改修に入り、これまで竹藪で堤防護岸していたものを撤去しコンクリートブロックによる護岸に改め、洩水を防ぎ、一段と拡幅やもり上げにつとめて補強を重ねた。また、従来無堤防地帯であった所にも新たに築堤し、災害の完封につとめた。本町ではこの工事で二条から小島までの堤防が完成した。（昭和三十三年）

その後、昭和四十年（一九六五）新河川法ができ、一級河川に指定され、今では名実ともに四国三郎の偉容をほこっている。

してほしいと望むのは決してぜいたくな望みではあるまい。

一一 宮川内谷川と治水

(一) あらまし

宮川内谷川は、土成町御所の香川県境に近い柄鎌えがま(標高六六〇メートル)から発し、上板地方を貫流して旧吉野川にいたる二四キロメの谷川である。河床勾配は、上流部で一〇〇分の一、中流部で七〇〇分の一、下流部で二〇〇〇分の一となっている。平地に出る付近は、河幅が二二メートルもあり、吉野町姥御前の位置で八〇メートルはあり、それから高尾谷や、黒谷を合しているが、だんだん狭くなつて逆性的河川である。また、いわゆる天井川てんじやうがわでもある。

下流が狭いので洪水ともなれば流路をふさがれて吉野町北部や上板町であふれ、耕地を泥海にして、人家に浸水する。島田麻寿吉氏の説によると、古代板野郡には吉野川は流れていなくて、この宮川内谷川だけがあったという。

沿岸民が治水に心をよせはじめたのは、明治十年(一八七七)ごろで、改修をめざしたのは明治二十年(一八八七)ごろで、それから第



宮川内谷川右岸の決壊
第二室戸台風(昭36.9.16)

一期改修のはじまる昭和十七年(一九四二)までは実に苦闘のくり返しといえる。

人畜を害し、財産を奪い、農作物を荒廃させる洪水からのがれるため、その筋へ陳情をし続け苦境をのべたが、歴代知事にしても被害状況を視察する程度で、その改修費があまりにも多額になるので申し送りという結末が続いた。

しかし、昭和十二年(一九三七)には三木武夫代議士の口添えがあり、同十六年、同代議士の調停で川を直線にする第一期改修計画がまとまった。同十八年完成。

昭和二十八年の姥御前の決壊で、一条町から高志村まで水びたしになり、この災害が、第二期改修計画を生むことになった。(災害の項)

昭和三十四年(一九五九)九月の伊勢湾台風には上板町仁界地区がひどい水害にあった。この頃から宮川内谷川にダムを作る必要が高まってくるのである。

残された方策は上流にダムをつくることであり、多くの失敗をくり返したけれども、人々の知恵によって完成していくのである。

さて、ダム構築について述べるに先立って災害の二、三の例をのべよう。

次の史料は、明治二十九年の暴風雨による洪水が八尺余(二六四センチメートル)となっている。明治三十九年の徳毎紙上によれば宮川内谷川の決壊十一カ所、四五〇間(約九〇〇メートル)とある。これは、ほんの一例であるが、毎年、何回か大雨のあるたび南北の交通は遮断され、土砂が田畑にあふれたのである。

吉野川北岸谷川筋の大被害

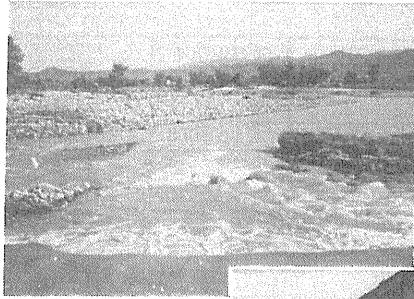
(二十年以来絶てなし)

板野郡

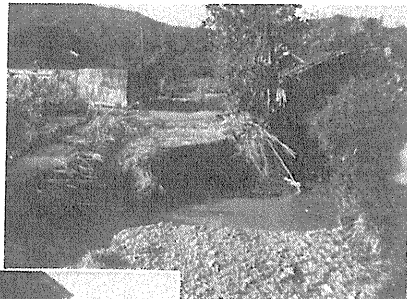
宮川内谷筋十一カ所四百五十間決壊、泉谷、盗人谷筋一カ所宛
間数未詳、松谷川筋三カ所四十五間決壊、黒谷川筋一カ所二十間、

吉野川とその周辺

台風13号の災害



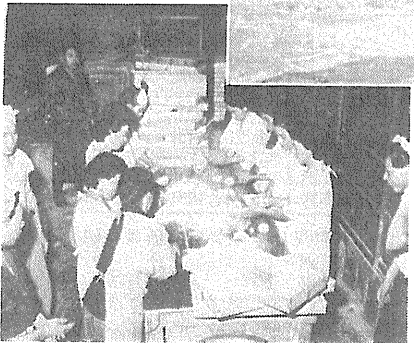
▲欠壊口900mの地点から下流の田畠へ埋没



▲田中線の道路の欠壊



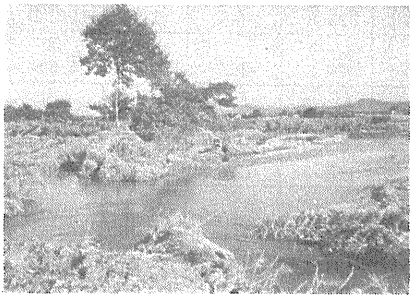
◀県道流失と田畑の埋没で孤立した家庭



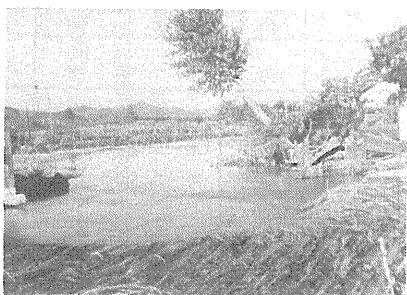
▲炊出しする婦人たち（にぎりめし）



▲原市姥御前線の橋の復旧工事



▲姥御前の町道欠壊



▲田中地区水稲と町道の流失

たび重なる災害をすべて記述できないので、昭和二十八年の台風十三号の状況をややくわしくのべたい。

(二) 昭和二十八年台風十三号のあらまし

暴風雨水害概況

明治29年 一条村

出水高点	吉野川筋	1丈5尺
	宮川内谷筋	8尺余
流死人	男	1
	女	0
	計	1
潰家屋		10棟
半潰家屋		5棟
浸水家屋	床上ニ至ルモノ	0
	床下ニ至ルモノ	100戸
	計	100戸
浸水反別	耕地	90町
	宅地	5町
	その他	10町
	計	105町
荒地反別	耕地	11町3反
	宅地	3反
	その他	4反
	計	12町
道路破損	箇所	1ヵ所
	延長	510間余
堤防破損	箇所	5ヵ所
	間数	280間
橋梁破損	箇所	2ヵ所
	間数	10間

付記 8月30日暴風雨の洪水の為に害せられる。
(勸第12号から)

大伏谷川一カ所四十五間、右の外県道筋にては、阿波郡山ノ上村の鷺谷橋台の傾倒、水田村の鶴谷石橋の墜落、板野郡西条村姥御前橋流失等を始めとし、橋梁の大破、道路の破損決壊、堤防の腹崩れ等はいちいち枚挙するに遑なしと雖も其田畑を埋没し農作物

等に被害を与えしことは計り知るべからざるなり尚、詳報を急がざるべし。

(明治三九・三・二 徳島毎日新聞)

吉野川とその周辺

一般住民及び住家等の被害状況調

町名		一条町	
当該団体の人口		7,562	
当該団体の世帯数		1,458	
当該団体の家屋戸数		1,115	
被害別数	I	人口	2,172
		世帯	522
		戸数	514
	II	人口	1,767
		世帯	356
		戸数	352
	III	人口	41
		世帯	11
		戸数	11
	計	人口	3,980
		世帯	889
		戸数	877
死者数		0	
当該団体の昭和28年度基準財政需要額		9,274	
当該団体の昭和28年度基準財政収入額		3,457	
災害発生日		28.9.25	
災害救助法の発効期日			

註
 1. 台風13号により被害を受けた地方公共団体を対象とするものであること。
 2. 被害状況調のうち、「I」は、床上浸水又は小破程度のもの、「II」は、半壊、軒下浸水又は大修理を要する程度のもの、「III」は、全壊、流失、埋没等の被害を受けたものをいう。
 3. 当該団体の人口、世帯数は28年度交付金算定基礎となった数を記入し、家屋数については被災期日現在の数とする。

(昭和28年台風13号 災害関係書数値報告綴)

陳 情 書

昭和二十八年九月二十五日の台風のため私達農家の所有する田畑は一瞬にして埋没流失し、中には耕作する田畑の無い者も多く農家経済の苦しい今日罹災者はこれ以上の苦しい中に町当局に御迷惑を掛けないように努め、いち早く農地復旧をめざし土地改良区の設立を急いで居りました所、今回町の協力を得て廃土法庫補助十割の適用をうけられました可能性が大となりました。之に対して原則として国又は県の直営工事になるとの事で廃土法の適用をうけない分に対し負担金の納入が急ぐので一月二十七日緊急発起人会を開催し負担方法に就いて協議した結果災害をうけた今の組合員では負担しきれないため町に於いて一時借入れを願う半額程度の助成を我々災害者のため耕地を早急に復旧する意味に於いて町の御援助方をお願い申し上げます。

町財政の苦しい今日の立場をよく理解しながら現在の災害者も非常に苦しい居りますので茲に町長さん初め議会の御配慮に預り御負担願いますよう茲に陳情いたします。

昭和二十九年一月二十八日
 姥御前土地改良区設立発起人会
 会長 服部兵治

地方税減免等に関する算出基礎

(昭28年 一条町)

1. 町民税

課税所得	15万円未満	15万円以上 30万円未満	30万円以上 50万円未満	50万円以上 80万円未満	計
件数	142	32	5	1	180
被害額	9,725,000	6,270,000	1,760,000	820,000	18,575,000
町民税軽減率	6割	4割	2割	1割	
町民税減免額	142,000	216,000	72,300	6,540	436,840

2. 固定資産税

(1)土地に対する分

区分	埋没	流失	埋没	流失	埋没	流失	埋没	流失	計
件数	110	60	21	17	12	8	20	9	257
反別	200反	140反	20反	20反	8反	7反	12反	6反	413
被害率	8割以上	〃	6割以上	〃	4割以上	〃	2割以上	〃	
減免率	10割	〃	8割	〃	6割	〃	3割	〃	
減免税額	99,000	66,000	8,000	8,000	4,000	3,000	3,000	2,000	193,000

(2)家屋に対する分

区分	全壊流失	半壊	床上浸水	床下浸水	計
件数	11	9	300	206	526
被害金額	3,300,000	2,700,000	3,600,000	9,200,000	5,120,000
減免率	10割	8割	6割	3割	
減免税額	5,280	3,450	483,600	44,000	536,330

(昭和28年台風13号 災害関係書数値報告綴)

農業関係被害状況調 (一条町)

作物名	区分	作付 総面積	被害面積			收穫皆無 換算面積	減収量	被害金額 千円	
			流失埋没	3日以上 冠水	3日以下 冠水				計
稲	町	239.2	町 5.8	町 60	町 160	町 225.8	町 6.2	石 1,250	11,250
甘藷	町	80.7	町 24	町 28	町 18	町 70	町 45.7	貫 182,800	4,570
甘蔗	町	23	町 12			町 12	町 12	貫 48,000	1,440
雑穀	町	28	町 28			町 28	町 12	石 180	1,440
そ菜	町	22			町 17	町 17	町 8.5		4,250
計	町	392.9	町 41.8	町 116	町 195	町 352.8	町 84.4		22,950

(昭和28年台風13号 災害関係書数値報告綴)

副会長 後藤範二
外組合員一同
一条町長 姫田忠助殿
(昭和二十八年一条町町議会議決書綴)

水害による被害者に対する一条町税の減免に関する条例

板野郡 一条町

(この条例の目的)

第一条 この条例は、昭和二十八年九月の水害(以下「水害」という)に因り特に甚しい災害を受け、且つ担税能力を著しく喪失した者に対して課する昭和二十八年年度分の町民税及固定資産税の減免について規定することを目的とする。

水害に因る被害者に対して課する昭和二十八年年度分の町民税及固定資産税の減免については法令その他別に定があるものの外この条令の定めるところによる。

(町民税の減免)

第二条 水害に因り町民税義務者(個人に限る以下同じ)が左の各号の一に該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課する昭和二十八年年度分の町民税額のうち災害を被った月以後の納期に係る税額(特別徴収される町民税につ

ては災害を被った月の最初の日以後において特別徴収すべき税額とする以下同じ)について当該税額にそれ〴〵当該各号に掲げる率を乗じて得た額を軽減し又は免除する。

一、死亡した場合 十割

二、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定による生活扶助を受けることとなった場合 十割

三、不具者(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)以下「法」という) 十割

第二百九十二条第八号に規定する不具者をいう)となった場合 九割

2、水害に因り自己の所有に係る財産について生じた損害金額(保険金、損害補償金等に因り補てんされた金額を除く)がその価格の四割以上である町民税の納税義務者で昭和二十七年年度中における、法第二百九十二条第一号に規定する総所得金額が八十万未満のものに対しては、当該納税義務者に対して課する昭和二十八年年度分の町民税額のうち災害を被った月以後の納期に係る税額について左の表に掲げる区分に従いそれぞれ該当欄に掲げる率を当該税額に乘じて得た額を軽減し又は、免除する。

財産に係る被害率	四割以上	七割以上
	七割未満	七割以上
昭和二十七年における総所得金額	軽減	率
十五万円未満	六割	十割

十五万円以上三十万円未満	四割	八割
三十万円以上五十万円未満	二割	四割
五十万円以上八十万円未満	一割	二割

(町民税の減免申請)

第三条 前条第一項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は同条同項各号の事由に該当する事実その他必要な事項を記載した申請書を昭和二十八年十月十五日までに町長に提出しなければならない。

前条第二項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、自己の所有に係る財産について生じた損害金額及被害率、昭和二十七年中の総所得金額その他必要な事項を記載した申請書を昭和二十八年十月十五日までに町長に提出しなければならない。

(土地に対する固定資産税の減免)

第四条 水害に因り災害を被った農地又は宅地が流失、水没、埋没又は崩壊に因り作付不能又は、使用不能となった場合においては当該農地又は、宅地に対して課する昭和二十八年年度分の固定資産税額のうち、災害を被った月以後の納期に係る税額について左の各号に掲げる区分に従いそれ〴〵当該各号に掲げる率を当該税額に乘じて得た額を軽減し又は免除する。

一、被害面積が当該土地の面積の八割以上である場合 十割
二、被害面積が当該土地の面積の六割以上八割未満である場合

八割
三、被害面積が当該土地の面積の四割以上六割未満である場合
四、被害面積が当該土地の二割以上四割未満である場合 三割
2、水害に因り災害を被った農地及宅地以外の土地に係る昭和二十八年年度分の固定資産税については、前項の規定に準じてその税額を軽減し又は免除する。

(家屋に対する固定資産税の減免)

第五条 水害に因り災害を被った家屋については、当該家屋に対して課する昭和二十八年年度分の固定資産税額のうち災害を被った月以後の納期に係る税額について左の各号に掲げる区分に従いそれぞれ当該各号に掲げる率を当該税額に乘じて得た額を軽減し又は免除する。

一、全壊流失埋没等に因り家屋の原形をとどめない場合 十割
二、山崩れ、土砂流入等に因り主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とする場合で当該家屋の価額の六割以上の価値を減じたと認められるとき 八割

三、軒下浸水等に因り内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は、使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価額の四割以上六割未満の価値を減じたとき 六割

四、下壁、畳等に損傷を受け、居住又は、使用目的を損じ修理又は、取替を要する場合で当該家屋の価額の二割以上四割未満の価値を減じたとき 三割

(償却資産に対する固定資産税の減免)

第六条 町長は、水害に因り災害を被つた償却資産については、当該償却資産に対して課する昭和二十八年分の固定資産税額のうち災害を被つた月以後の納期に係る税額を前条の規定の例によつて軽減し又は、免除する。但し、他の市町村の区域に亘り償却資産を所有する法人についてはその所有する全償却資産に係る被害率等を勘案の上必要と認められる限度において軽減し又は、免除するものとする。

(固定資産税に係る減免の申請)

第七条 前三条の規定によつて、固定資産税の減免を受けようとする者は、土地、家屋及償却資産のそれぞれに係る被害の状況被害価額被害率、その他必要な事項を記載した申請書を昭和二十八年十月十五日までに町長に提出しなければならない。

(減免の取消)

第八条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為により町民税又は、固定資産税の減免を受けた者があつた場合においてこれを発見したときは直ちに、その者に係る減免を取消するものとする。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

宮川内谷川改修費分担金賦課徴収条例

第一条 本町ハ町村制第二百二条ノ規定ニヨリ宮川内谷川改修費地

元負担金支弁ノ為別記地域ニ於テ田畑宅地ヲ所有スル者ヨリ分
担金ヲ賦課徴収スルモノトス

第二条 分担金ノ賦課総額ハ毎年度町会ノ決議ニヨリ之ヲ定ム

第三条 分担金ノ賦課期日ハ前後二期ニ分ケ前期分ハ四月一日後
期ハ十月一日ノ各現在ニヨリ毎期全額ノ二分ノ一ヲ賦課ス

第四条 各納税義務者ニ対ス分担金ノ賦課額ノ算定ハ其ノ年度ノ
賦課総額ヲ区域内反別割ニ賦課スルモノトス

第五条 分担金ハ左ノ納期ニ於テ之ヲ徴収ス

前期 六月一日ヨリ六月三十日限り

後期 十一月一日ヨリ十一月三十日限り

第六条 分担金ノ賦課ガ一ヶ年反当り金二円未満ナルトキハ町会
ノ決議ヲ經テ一時ニ賦課徴収スルコトヲ得

第七条 分担金ノ徴収ニ関シテハ本条例ニ定ムル外一条町々税賦
課徴収条例ヲ準用ス

附 則

第八条 本条例ハ昭和十八年度分ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年四月 町会提出

昭和十八年四月 町会決議

(宮川内谷川災害復旧工事費分担金関係書扱一条町)

(三) ダムをつくるまで

もともと、宮川内谷川の治水は、地元はもとより、むしろ吉野町一条、五条をはじめ上板町・板野町の住民の強い要望であった。ずっと古い時代の宮川内谷川は、柿原の方向に南流していた。いつの頃から、扇状地をのこして東流した。文化期前後、この谷川の扇状地の扇尖に住みついた原土が、水を求めて、見坂にダムを作る計画をしている。

昭和十四年(一九三九)に県下最大の見坂ダム二十一年(一九四六)、見坂ダムを築き貯水、三十九年(一九六四)、洪水調節と灌漑を目的の県営宮川内多目的ダム構築される。

いま、明治二十年からの沿革概要をかきとめてみると左のようになる。

明治二〇 部長が改修に誠意を見せ、測量だけする。

三一 北方有志会が新川線を見積り、大寺から六条への流路計画

三六 被害調査を提出、亀井知事馬で視察

三七 知事が転出したので改修調査の引継ぎを頼んだが、床次新事はきいていないという。

三八 上板関係有志会、団結して改修運動を約す。

十二月県会で測量調査することを決議。

三九 宮川内谷川治水同盟会を組織。

四〇 谷口知事「川を治むる者は、山を治む。」とし、森林保護のため請願巡査を三区に分けて配置。

四一 測量。

大正 二 上板治水会と改称。

大正 五 河流整理の方針が出る。
 八 関係八カ村被害民大会 六〇〇人 順番で波状陳情をする。
 九月改修計画が決定し、二二七万円で堤防をつくり、上流に砂防ダムを築く方針。
 関係町村及び町村長一覧

町名	被害面積	苦難時代	激動時代	達成時代
松島町	一一〇町	福永友太郎 西崎安太郎	影山 儀一 広瀬 忠男	七条 武夫 加川 嘉市
大山村	一二〇	阿野豊太郎	多田 繁一	多田 繁一
松坂村	一一六	佐滝直太郎	友成 叟助	佐滝 亀一
栄村	三〇	板東平太郎 天享 太郎	岡本 清次 前田 弘	吉浦 秀吉
一条町	三〇	中川頼三郎 大串芳太郎	小林 宗右衛門	小林 宗右衛門
高志村	三〇	山本虎五郎 井内 啓三	井内 啓三 板東 丈平	板東 丈平
板西町	二〇	河井美代吉 尾上勝三郎	豊岡曾喜蔵 豊原邦太郎	
御所村		大喜多富太郎 増田 嘉平 岩野藤次郎 松岡亀太郎	新見 薫	吉兼 専一
上板町				根納田 徳雄 松尾 文敏 来 範平 扶川 敏雄
板野町				

大正 九 国会で宮川内谷川改修建議案通過。但し、僅か一万十円計上。
 昭和 七 政府の中小河川改良工事の一つに指定。

夏、宮川内谷川改修期成同盟会結成工費(二二〇万円)内三〇万円地元負担。
 高志村は、佐野勇次郎県議を先頭に七条から下六条水門への新川を設ける計画に反対、松島・大山は伊

藤皆次郎代議士にたのみ促進をしようとした。

秋田代議士の調停もかなわず、予算返上中止。

昭和一一 三木代議士にすぎり、一条・御所・松坂・

板西・栄を入れ改修期成同盟会再建。

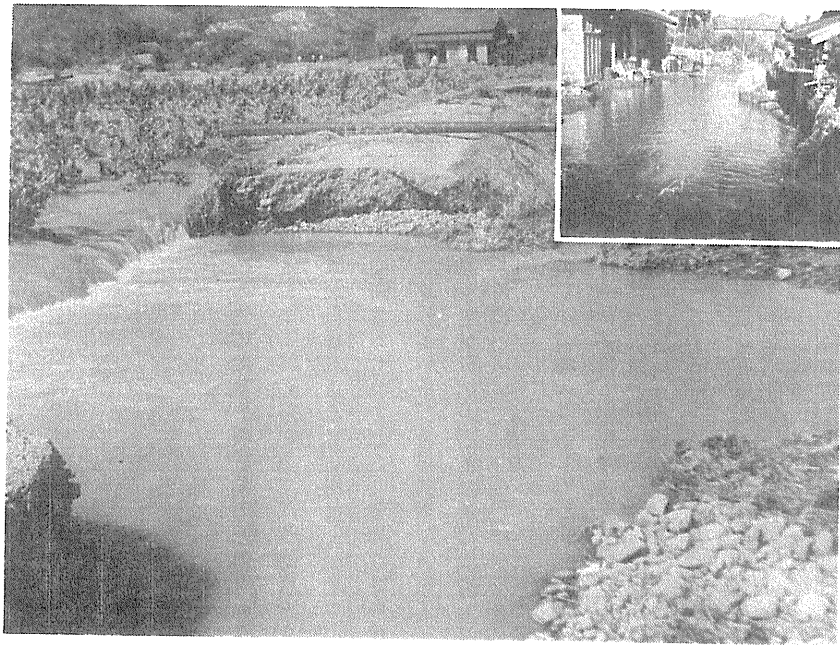
〃 一三 内務省に一六四〇人の署名で陳情したがいつもめめる。県人を信用できないと消極的(工事箇所について下板低地民の反対)

〃 一四 旧吉野川と板野町高木で合流案を立てたが、堀江・住吉・大津・北島・板東・藍園が反対。

〃 一七 第一期改修計画がたつ。

宮川内谷橋から古毛川はき出し口まで五〇メートル、泉谷はき出し口まで四五メートル、捷水路末端まで二七メートル、その下流は三四メートルの川幅とする。宮川内谷橋で毎秒四八〇立方メートルの洪水流量は三カ所で溢流

吉野川とその周辺



宮川内谷川のはんらん(昭和29年台風12号)

させ、最下流部には毎秒二〇〇立方メートルを流す計画であった。工費は七一万八〇〇〇円、用地買収費は二三万円であったが、こんどはうまく運んで十八年度で完成、広瀬氏は「洪水に堤ほめつどう糞や鉞」と詠んだ。

昭和二〇 第二期改修工事 一、二、三五〇万円

四十四年度完成を目標とした。

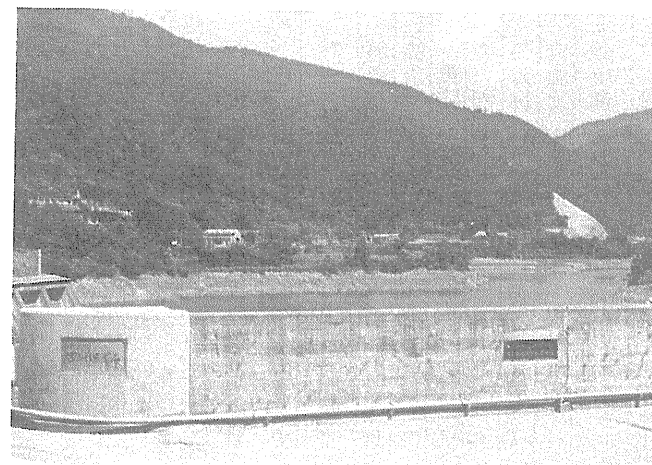
昭和二八

この年には吉野町姥御前付近が決壊して旧一条町から旧高志村を水びたしとし、この災害が第二期改修計画を生んだ。上板町上藤原から合流点まで右岸は一キロ、左岸は八・二キロを補強するものでとくに流勢の集まりやすい右岸に重点がおかれている。総事業費は五億二〇〇〇万円であるが三〇年度から三十四年度までに投入された事業費はまだ三七〇〇万円にすぎない。

三九 五月十九日 宮川内ダム完成。

このような経過で新しく、平間にダムを構築することになり、昭和三十三年測量をはじめようとしたら、地元民八十名がムシロ旗で阻止しようとした。その後いろいろあって、交渉が成立し、三十四年、三木代議士が地元民に協力するようとのすすめもあり、反対派が賛成し、ついに着工に至った。

いよいよ昭和三十六年の十月、県営事業として着工、昭和三十九



宮川内ダムの全容

年完成した。その概要を紹介する。

1 洪水調節

宮川内ダム地点における計画高流量毎秒三六四立方メートルのうち、一六四立方メートルを調節するもので、下流基準地点御所大橋において基本高水のピーク流量毎秒五〇九立方メートルのうち一三五立方メートルを調節し、毎秒三七四立方メートルに軽減する。

2 灌漑

御所土地改良区および大井出土地改良区を対象として、灌漑期間（六月十五日～八月十五日）において毎秒最大〇・五一四立方メートルの補給を行う。

3 ダムおよび貯水池の諸元

吉野川とその周辺

貯水池の諸元

集水面積	23.14 km ²
湛水面積	0.21 km ²
常時満水位	E L 130.60 m
予備放流水位	E L 124.10 m
サーチャージ水位	E L 135.00 m
総貯水容量	1,350,000m ³
有効貯水容量	1,220,000m ³ (治水 950,000m ³) (農業 770,000m ³)

補償概要

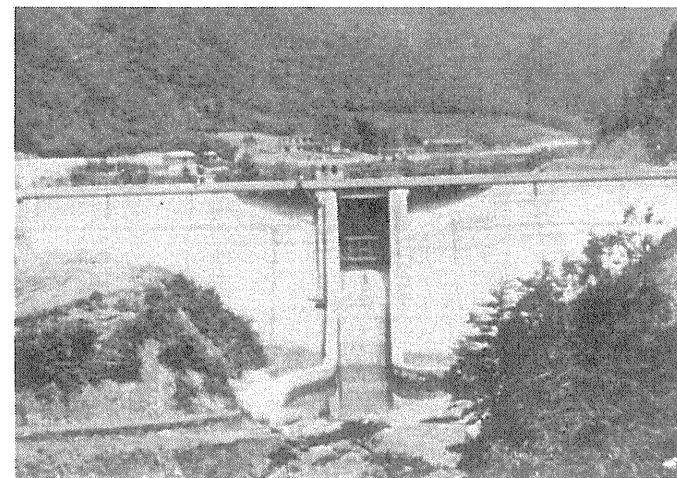
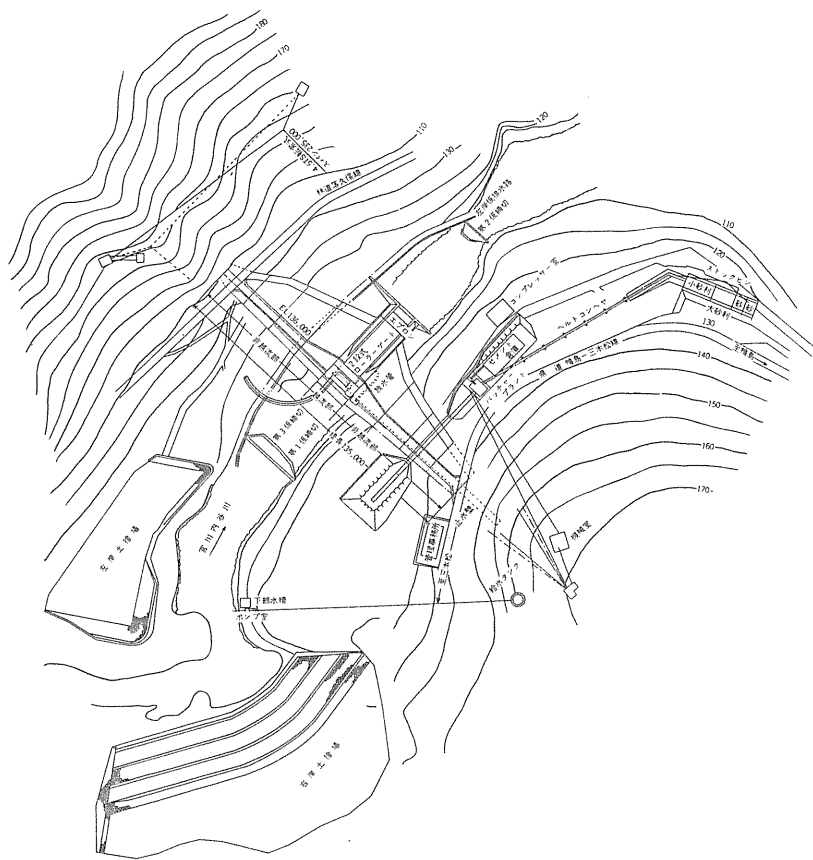
個人	水田	320アール	山林	1,120アール
	畑	195アール	宅地	3,300m ²
公共	国道付替(鴨島～三本松線)	巾員3.5～6.5m	延長	1,383 m
	平間橋架換	巾員6.0～7.0m	径間	35.0m
	林道付替(落久保線)	巾員3.0m	延長	997.0m
	用水路付替(見坂平間用水)	延長	1,440m	

ダムの諸元

名称	宮川内ダム
位置	徳島県板野郡土成町字宮川内
型式	直線重力式溢流型コンクリート
高さ	36.00 m
堤体積	40,000m ³
堤頂長	130.00m
堤頂巾	3.00m
基礎岩盤地質	砂岩および砂岩粘板岩互層
ゲート型式	2枚式鋼製ローラーゲート(電動)
ゲート寸法	高さ12.5m×巾9.0m×1門
農業用放水管	鋼製放水管φ0.50m×1本
工事施工業者	西松建設株式会社

治水効果		農業効果	
年平均推定被害額	89,090千円	年平均推定増産石数	1,595石
年平均推定被害軽減額	31,734千円	年平均推定増産額	71,000千円

ダム工事計画平面図



宮川内ダム放水口

誓約書
宮川内谷
多目的ダム
築造による

久次米 健太郎
吉成 俊二
七条 広文

補償（水没地区、その他関係者、水利権等）
川内地区関係者新見薫外十九名（以下乙という）は、土成町宮川内谷川総合開発による水没地区、及びそれに関連する補償買取問題等について、つぎのとおり覚書を取り交わす。

- 1、宮川内谷川総合開発のための多目的ダム及び貯水池建設による水没地区並びにそれに関連する補償及び買取は、甲と乙が誠意をもって話し合い、円満なる了解に達したる後において、平間地区にダムを築造する。
- 2、ダム地点の付替県道は、甲と乙がよく協議し、合意の上決定する。
- 3、ダム上下流の既設かんがい用水利権は、優先するものとし、その取扱い方法については、甲と乙で合意に達するよう協議する。
- 4、甲は、県道鴨島〜三本松線を西山側に変更せず、見坂地区に於ては屈曲は行わない。

但し、円満に話合が出来ない場合は、ダム工事に着手させない事を御約束致します。

昭和三十五年十一月三日

岡本 正一郎

昭和三十五年九月十三日

甲 徳島県知事 原 菊太郎
乙 平間、見坂、宮川内地区関係者
(以下略)